



体罰根絶のために学校・家庭でできること

学校長 森本 信一

6月7日～9日にかけて日置地区中学校総合体育大会が行われました。結果は裏面に紹介していますが、私もいくつかの競技については直接応援することができました。コロナ対策で声を上げての応援はできませんでしたが、串中生の頑張りにたくさんの感動をもらいました。生徒の取り組みはもちろん、顧問の先生方の情熱ある指導について感謝し、また、指導の際、思いが強すぎて行き過ぎた行動等に繋がらないようお願いしているところです。

体罰は、「身体に直接苦痛を与える罰」(広辞苑)であり、教員は学校教育法で禁止されています。日本の学校では、学習指導と生徒指導を車の両輪として指導を行っています。いわば、学習と生活は切り離せないものとして総合的に指導を進めているわけです。子供の指導には、受容・理解が大切ですし、時に叱咤(しった)・激励も必要になりますが、体罰とは区別されるものです。

本校のめざす生徒像の一つに「責任(決まりを守り、義務を遂行して責任を果たす生徒)」があります。生徒全員が持っている生徒手帳に明記してある「明るく楽しい学校生活を送るために、お互いが規律を守り人に迷惑をかけないようにし、串木野中の生徒としての自覚と誇りを持って行動しよう。」という目標を達成するために、「きまり」「規則」「マナー」等が16ページにわたって示してあります。

また、昨年度から生徒会が中心となって「校則見直し委員会」を立ち上げ、本校の校則について、時代の流れや生徒の要望等を踏まえた見直しを進め、いくつか変更を加えたことはご承知の通りかと思えます。今年度も引き続き協議を重ね、時代や生徒の学校生活にそぐわない規則については見直していきます。こういった取り組みが、体罰を防ぐことにも繋がっていくと考えています。

ところで、「児童福祉法」「児童虐待防止法」では、親がしつけのためだと思っても、身体に苦痛または不快感を引き起こす行為(罰)は体罰に該当し、法律で禁止することが明記されています。厚生労働省はその例として「宿題をしなかったので、夕ご飯を与えない」「他人のものを盗んだので罰としてお尻をたたく」「大切なものにいたずらをしたので長時間正座をさせる」などをガイドラインとして示しました。「しつけはそれぞれの家庭の思いがある」などの考えもあるでしょうが、改めて「子育て」について

「お前には心はかけたけれど、手はかけなかった」(『かあさんのせなか』養老孟司氏)

の意味をじっくりと考えることも大切だと思います。

「子育てではなく児童虐待である」とたびたび報道されます。「虐待はしていない」という親の声も繰り返されますが、「子供のために」という言動に行き過ぎた「しつけ」として「マルトリートメント」(※)をしてはいないか、それぞれの行動について振り返ってみることも必要ではないでしょうか。

※ 「マルトリートメント」

大人の子供に対する不適切な養育や関わり方をいい、身体的・性的・心理的虐待とネグレクト(食事を与えない、不潔にする、病気や怪我をしても病院に連れて行かないなど)を包括的に指す。

【学校教育目標】

夢と志をもち、主体的に学び考え行動し、心豊かでたくましい生徒を育成する。

- 1つ目「自分で考える」こと。
- 2つ目「対話する」こと。
- 3つ目「あきらめずに続ける」こと。